

大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における犯罪の防止に配慮した環境の整備を推進するために新たに防犯カメラを設置（中古機器及びリース契約によるものを除く。）しようとする自治会等に対し、予算の範囲内において、大和高田市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体であつて、多数決の原理が行われ、その構成員の変更にかかわらず団体が存続し、組織において代表の方法、総会（これに代わる自治会等の構成員の全部又は一部により行われる会議等を含む。以下同じ。）の運営、財産の管理その他の団体としての重要な点が確定しているものをいう。

(2) 防犯カメラ 犯罪の抑止を目的として、市内の不特定多数の者が利用する場所に固定して継続的に設置するカメラ、モニター、録画装置等で構成される映像撮影装置をいう。

(補助対象となる自治会等)

第3条 補助金の交付を受けることができる自治会等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 自治会等の総会において、自治会等の構成員の過半数（総会の決議が構成員の過半数以上の賛成によらない場合は、当該決議に必要な構成員の数。以下第6条において同じ。）が防犯カメラの設置について賛成していること。

(2) 自治会等が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する大和高田市ガイドラインを遵守し、これに適合した防犯カメラの運用規程を策定していること。

(3) 防犯カメラが設置される土地、建物等について、自治会等が占有権原を有していること。

(4) 防犯カメラにより撮影される土地、建物等を所有し、又は占有する権原を有する者（以下第6条において「所有者等」という。）から、その撮影に係る許可を得ていること。

(5) 防犯カメラを設置する場所その他の防犯カメラの設置に関する必要な事項につ

いて、当該防犯カメラを設置する区域を管轄する警察署の助言をあらかじめ受けていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、国、県その他の団体から補助対象経費について補助を受けているものを除く。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置に係る工事費
- (2) 防犯カメラの設置及び固定に係る必要な機材の購入費
- (3) 防犯カメラの設置表示板の購入費及び設置に係る工事費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、防犯カメラの保守費用、修理費用、撤去費用及び電気料金の維持管理費等については、補助の対象外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が20万円を超える場合にあっては、補助金の額は20万円とする。

2 1の自治会等に対する補助金の交付は、1会計年度につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用の見積書
- (2) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- (3) 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- (4) 防犯カメラを設置する箇所及び撮影範囲を表示した図面
- (5) 第3条第4号に規定する所有者等の同意又は許可を得たことを証する書類
- (6) 自治会等の総会に係る会議録の写し等、防犯カメラの設置について自治会等の構成員の過半数が当該防犯カメラの設置について賛成していることが分かる書類
- (7) 第3条第4号に規定する防犯カメラの運用規程
- (8) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行

った上で、補助金の交付の可否を決定し、防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定について適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、当該補助金の交付決定について必要な条件を付することができる。

（事業の変更又は中止）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、当該補助金の交付の対象となる防犯カメラの設置に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容について、変更し、又は中止すべき事由が生じたときは、速やかに防犯カメラ設置補助金事業変更・中止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、防犯カメラ設置補助金事業変更・中止決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに防犯カメラ設置補助金事業完了報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 防犯カメラの設置に係る補助対象経費が明記された領収書の写し
- （2） 防犯カメラの設置に係る状況が確認できる写真
- （3） 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の提出を受けたときは、当該提出に係る書類の審査その他必要な調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定した上で防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金の交付について請求するときは、防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委員会)

第14条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を行うに当たり、当該補助金の交付に係る防犯カメラの設置が地域の犯罪の防止に必要であると認められるか等必要な事項を審議するための委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 市民生活部生活安全課長

(2) 市民生活部危機管理課長

(3) 総務部法務課長

(4) 前3号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は、市民生活部生活安全課長をもって充てる。

5 委員長は、委員会の事務を掌理する。

6 委員会の会議は、委員長が招集する。

7 前2項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(防犯カメラ設置記録簿の作成)

第15条 市長は、自治会等が設置する防犯カメラのうち当該設置について補助金を交付したものの必要な事項を記載した防犯カメラ設置記録簿（様式第8号）を作成し、台帳を備えなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。